経常費用						
資金調達費用						
コールマネー利息						
売現先利息						
借用金利息						
社債利息						
その他の支払利息						
役務取引等費用						
その他業務費用						
営業経費						
その他経常費用						
貸倒引当金繰入額						
その他の経常費用						
経常利益（又は経常損失）						
特別利益						
固定資産処分益						
負ののれん発生益						
その他の特別利益						
特別損失						
固定資産処分損						
減損損失						
その他の特別損失						
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）						
法人税、住民税及び事業税						
法人税等調整額						
法人税等合計						
当期純利益（又は当期純損失）						
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）						
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）						

（記載上の注意）

法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

省令

○総務省令第百九号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第百四十三号）第四十条の規定に基づき、及び恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。）を実施するため、恩給与細則等を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十六日

総務大臣　林　芳正

恩給給与細則等の一部を改正する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条　恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（恩給請求書類の様式） **第四条**　［略］ 2　恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号。以下「規則」という。）第二条ノ七第三項若しくは第五項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十条ノ二第一項、第十条ノ四、第十条ノ五、第十条ノ七第一項、第十条ノ八、第十条ノ九第二項、第十条ノ十第一項、第十条ノ十一、第十条ノ十二、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条ノ二第二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十三条ノ三第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十六条ノ二又は第十六条ノ三の規定により総代者が恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求者の氏名の上部に「総代者」と明記することを要する。	（恩給請求書類の様式） **第四条**　［同上］ 2　恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号。以下「規則」という。）第二条ノ七第三項若しくは第五項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十条ノ二第一項、第十条ノ三、第十条ノ四、第十条ノ五、第十条ノ七第一項、第十条ノ八、第十条ノ九第二項、第十条ノ十第一項、第十条ノ十一、第十条ノ十二、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条ノ二第二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十三条ノ三第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十六条ノ二又は第十六条ノ三の規定により総代者が恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求者の氏名の上部に「総代者」と明記することを要する。